

平成20年9月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 有井伴武

平成20年(レ)第3号 過払金返還請求控訴事件 (原審・周南簡易裁判所平成19年(ハ)第398号)

口頭弁論終結日・平成20年7月22日

判 決

福岡市中央区大手門1丁目4番7号

控 訴 人

株 式 会 社 し ん わ

上記代表者代表取締役

上記訴訟代理人支配人

被 控 訴 人

中 村 覚

上記訴訟代理人弁護士

上記訴訟復代理人弁護士

橋 野 成 正

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、被控訴人が、控訴人に対し、被控訴人は、貸金業者である控訴人との間で継続的に金員の借入れと返済を繰り返してきたところ、利息として支払われた分のうち利息制限法所定の制限を超えて支払われた部分を元本に充当する計算（以下「引き直し計算」という。）をすると16万4843円の過払金

を生じており、かつ、控訴人は民法704条所定のいわゆる悪意の受益者に当たるとして、同過払金の返還及び平成19年1月12日時点の確定利息金7万9494円並びに同過払金に対する同月13日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めるのに対し、控訴人は、(1)約定の支払日を徒過した部分については、利息制限法所定の制限利率による遅延損害金が発生し、(2)控訴人は悪意の受益者ではなく、(3)過払金返還請求権は時効によって消滅したと主張して争う事案である。

原審が、被控訴人の請求のうち、23万2187円及び内金15万6818円に対する平成19年1月13日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で認容し、その余の請求を棄却したところ、控訴人のみが控訴した。なお、被控訴人は、控訴人の上記(1)の主張を原審において明らかに争わず、控訴人は、当審において、控訴人が悪意の受益者であることを積極的に争わない旨述べると至ったから、当審における争点は、後記2に限られることになった。

1 前提事実（証拠を摘示していない事実は争いがない。）

- (1) 控訴人は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。）所定の登録を受けた貸金業者である（弁論の全趣旨）。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、原判決別紙計算書（以下「計算書」という。）の「貸付金」欄記載のとおり金員を貸し付け、被控訴人は、控訴人に対し、同計算書の「支払金」欄記載のとおり返済した（以下、これらを総称して「本件取引」という。）。
- (3) 本件取引は、控訴人・被控訴人間の継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約（以下「本件基本契約」という。）に基づいて行われたものである（弁論の全趣旨）。
- (4) 本件基本契約には、月々の約定の支払日を徒過した場合には、当時の利息

制限法所定の制限利率（本件では年36パーセント）を超える約定利率による遅延損害金を支払う旨の約定が付されていた（被控訴人において明らかに争わない）。そして、被控訴人は、計算書の「利率」欄に36.00%と記載されている部分については、約定の支払日を徒過して弁済し、控訴人は、被控訴人が約定の支払日を徒過した場合においても、被控訴人が支払をした時点で、それぞれ期限の利益を再度付与した（弁論の全趣旨）。

- (5) 被控訴人は、平成19年5月16日、本件訴訟を提起した。一方、控訴人は、被控訴人に対し、同年8月23日の原審口頭弁論期日において、本件取引に係る過払金返還請求権について、消滅時効を援用する旨の意思表示をした（顕著な事実）。

2 争点

控訴人の消滅時効援用の意思表示によって、本件過払金返還請求権は消滅したか。

3 争点に関する当事者の主張

（控訴人の主張）

過払金返還請求権の消滅時効の起算点は、各過払金返還請求権が発生したときと解すべきである。したがって、本件訴訟が提起された時点の10年前の時点で既に発生していた過払金返還請求権は時効によって消滅した。

（被控訴人の主張）

過払金返還請求権の消滅時効の起算点は、完済等により貸借関係が終了し、過払金の額が確定したときであると解するのが相当である。そうすると、本件訴訟が提起された時点では、過払金返還請求権の消滅時効は未だ完成していない。

第3 当裁判所の判断

1 争点について

- (1)ア 本件基本契約は、控訴人・被控訴人間で継続的に貸付けとその返済が繰

り返されることを予定したものであるから、本件基本契約に基づく借入金債務の返済は、各貸付ごとに個別的な対応関係をもってなされることが予定されているものではなく、同契約に基づく借入金の全体に対してなされることが合意されていたとみるべきである。そうすると、本件基本契約は、引き直し計算の結果、過払金が発生した場合には、これをその後に生ずる新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいると解するのが相当である。

イ 本件基本契約は、当事者双方が、このような内容に意義を認めて合意したと認められるから、被控訴人としては、本件基本契約を継続したまま過払金の返還を請求することをもともと予定せず、返済を継続しながら必要に応じて新たな借入を起こすものであり、他方、控訴人としても、それを前提に返済を受け入れ、新たな貸付に応じていると解される。

そうすると、本件基本契約に基づく継続的な取引の結果、ある時期に計算上過払金が発生するとしても、それは浮動的なものであり、直ちに返還請求の対象となることがもともと予定されておらず、過払額が確定し請求可能となるのは、本件基本契約が終了するか、これと同視できる事由が生じた時点（以下「精算到来時」という。）と解するのが当事者の合理的意思に合致する。

ウ 被控訴人は、上記イのような認識のもと、本件基本契約に基づき、継続的に金員の借入とその返済を繰り返していたと認められるから、本件基本契約による借入枠の利用ができる立場にありながら、その一方で、計算上発生した過払金の返還請求権を行使すべきとすることは、もともと被控訴人の自由に委ねられるべき判断を事実上制約し、意図しない結果を招来させるものであり、本件基本契約の趣旨にも反し、被控訴人にとって、その権利行使は極めて困難というべきであって、これは、権利の性質からして、法律上の障害と同視できると解するのが相当である。

エ したがって、本件過払金返還請求権の消滅時効は精算到来時から進行する
というべきである。

- (2) これを前提に検討すると、本件取引の精算到来時は、本件取引の最終弁済日である平成9年9月16日であり（計算書）、同日から消滅時効が進行することになる。したがって、本件訴訟が提起された時点では、消滅時効は未だ完成していないことになる。
- (3) これに対し、控訴人は、上記第2の3控訴人の主張欄のとおり主張するけれども、独自の見解であって、採用することができない。

2 結論

以上を前提に本件取引を引き直し計算すると、計算書の平成19年1月12日の欄記載のとおり同日現在過払金残金15万6818円、過払金に対する未払利息7万5369円（合計23万2187円）となる。

したがって、被控訴人の請求は、23万2187円及び内金15万6818円に対する平成19年1月13日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は棄却すべきである。これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 飯 田 恭 示

裁判官 吉 岡 茂 之

裁判官 坂 本 智